

<融資対象の内容>

| 資金名 | 融資対象 | 融資斡旋申込先 (認定等申込先) | 取扱金融機関 |
|----------------|---|---------------------------------------|--|
| 短期運転資金 | 一般貸付 中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種(以下「対象業種」という。)に属し、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者 | →直接取扱金融機関へ | 琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫 |
| | 売掛債権担保貸付 対象業種に属し、県内において1年以上同一事業を営む中小企業者で、他の事業者等に売掛債権を保有する中小企業者 | | |
| 小規模企業対策資金 | 一般貸付 対象業種に属し、県内において原則として1年以上引き続き同一事業を営んでいる小規模企業者 | 商工会 商工会議所 | 琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 |
| | 特別小口貸付 対象業種に属し、県内において原則として1年以上引き続き同一事業を営んでいる小規模企業者で、次の各号の要件を備えるもの (1) 源泉所得税以外の所得税、事業税又は所得割のある県民税もしくは市町村民税のいずれかについて、保証協会の保証委託申込みの日以前の1年間に納期がきている税額を完納している者 (2) 当貸付に係る保証以外に保証協会から保証を受けていないもの | 市町村商工担当課 | |
| 小口零細企業資金 | 対象業種に属し、県内において原則として1年以上引き続き同一事業を営んでいる小規模企業者で次の各号の要件を備えるもの (1) 従業員20人以下の会社及び個人(商業・サービス業は5人以下) (2) この融資の保証を含め、既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)と併せて1,250万円以下であること | →直接取扱金融機関へ | 琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 |
| 経営振興資金 | 対象業種に属し、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、経営の近代化、合理化を図るもの | →直接取扱金融機関へ | 琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫 |
| 新事業分野進出資金 | 対象業種に属し、県内において3年以上(多角化を目的とする場合は、1年以上)引き続き同一事業を営んでいる中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当し、新事業分野進出事業計画書に基づき新事業分野進出(事業転換・多角化)を行うもの (1) 現在の事業を縮小(廃止を含む)し、事業転換を目的として新たな事業を開始する場合(事業開始後6ヵ月を経過していない者を含む)において、新たに開始する事業の売上高が、開始から5年以内に全事業の売上高の1/2以上を占めることが見込まれる者 (2) 多角化を目的として新たな事業を開始する場合(事業開始後6ヵ月を経過していない者を含む)において、新たに開始する事業の売上高が、開始から5年以内に全事業の売上高の1/4以上を占めることが見込まれる者 | 県産業振興公社 商工会 商工会議所 | 琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫 |
| 雇用創出促進資金 | 対象業種に属し、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、事業拡大や多角化計画に基づき、新たに常時使用する従業員を1名以上雇い入れようとするもの | 商工会 商工会議所 | 琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫 |
| 組織強化育成資金 | 一般貸付 対象業種に属し、県内に主たる事務所を有する1年以上事業を営む協同組合等及びその構成員 | 沖縄県中小企業団体中央会 | 商工組合中央金庫 |
| | セーフティネット貸付 対象業種に属し、県内に主たる事務所を有する1年以上事業を営む協同組合等及びその構成員で、中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づき、特定中小企業者として市町村長が認定した者 | 沖縄県中小企業団体中央会 (市町村商工担当課) | |
| 観光リゾート振興資金 | 対象業種に属し、県内において1年以上継続して観光関連事業を営む中小企業者、協同組合等で、その資金使途が次のいずれかに該当する施設を整備し、又は運営する者で、商工会又は商工会議所が地域の観光の振興に寄与すると認めたもの 1 宿泊施設 2 スポーツ又はレクリエーション施設 3 保養施設 4 休憩食事施設 5 観光土産品販売施設 6 その他特に観光の振興に寄与すると認められる施設 | 商工会 商工会議所 | 琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 |
| 中小企業セーフティネット資金 | 対象業種に属し、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当するもの 1 最近3ヵ月又は6ヵ月の売上高が前年同期比で5%以上減少している者 2 倒産企業等に債権を有し、当該企業への取引依存度が10%以上ある者 3 中小企業信用保険法第2条第4項第3号、第4号、第5号又は第7号の規定に基づき、特定中小企業者として市町村長が認定した者 | 1、2 →直接取扱金融機関へ 3 (→市町村商工担当課) | 琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫 |
| 中小企業再生支援資金 | 対象業種に属し、県内において3年以上継続して事業を営む中小企業者、協同組合等で、沖縄県中小企業再生支援協議会(以下「協議会」という。)の再生計画策定指導を受け、協議会がその計画を適正であると決定したもの | (沖縄県中小企業再生支援協議会) | 琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫 |

【問い合わせ先】

沖縄県商工労働部経営金融課 098-866-2343
 沖縄県信用保証協会経営支援課 098-863-5300
 沖縄県産業振興公社経営支援課 098-859-6237
 沖縄県中小企業団体中央会総務情報課 098-859-6120

| 資金名 | | 融資対象 | 融資斡旋申込先 (認定等申込先) | 取扱金融機関 |
|-----------|-------------|---|--|--|
| 産業振興資金 | オキナワ型産業振興貸付 | 対象業種に属し、県内において1年以上本県の地域特性を生かした比較優位性のある産業「オキナワ型産業」を営む中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当するもの 1 健康食品産業 2 バイオ関連産業 3 健康サービス産業 4 泡盛産業 5 工芸産業 6 環境関連産業 | →直接取扱金融機関へ | 琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫 |
| | 企業立地推進貸付 | 対象業種に属し、自由貿易地域、特別自由貿易地域、産業高度化地域における工業等団地、工場適地、情報通信産業特別地区又は情報通信産業振興地域において、工場、事業所等を設置しようとする中小企業者、協同組合等で、沖縄県経営金融課長より認定を受けたもの | (沖縄県経営金融課) | 琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫 |
| ベンチャー支援資金 | | 対象業種に属し、ベンチャービジネス等を新たに開業し、又はベンチャービジネスの拡大を図る中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当するもの 1 中小企業新事業活動促進法に基づき、知事の承認を受けた者 2 中小企業経営革新支援法に基づき、知事の承認を受けた者 3 沖縄県製造業重点分野支援補助金又は中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち実用化研究開発事業の補助金を受けた者で既に製品開発を終了し、企業化の見通しのあるもの 4 新製品、新技術等を自主開発し、沖縄県工業技術センター所長の認定を受けた者 | 1、2→沖縄県新産業振興課 3 ○製造業重点分野支援補助金 →沖縄県商工振興課 ○実用化研究開発事業補助金 →沖縄総合事務局 地域経済課 4→県経営金融課 | 琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫 |
| 創業者支援資金 | | 県内に居住し、県内で事業を開始しようとする者又は事業開始後一定期間を経過していない者で、商工会・商工会議所・県中小企業支援センターの創業者支援資金創業計画作成指導を受け「創業者支援資金創業計画書」を作成した者であって、次のいずれかに該当する者。ただし、対象業種に限る。 1 事業を開始しようとする者で、所要資金の30%以上を自己資金で賄える者であって、次のいずれかに該当する者。 (1)事業を開始する業種と同一の業種での勤務年数が通算で3年以上の者 (2)商工会等の創業セミナーの受講を終了した者 2 所要資金の20%以上を自己資金で賄える者で、次のいずれかに該当する者 (1)事業を営んでいない個人が新たに事業を開始し、事業開始から1年を経過していない者 (2)事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立から1年を経過していない者 (3)中小企業である会社で、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者、又は新たな会社設立から1年を経過していない者 3 事業を営んでいない個人であって、借入金額と同額以上の自己資金を賄える者であり、次のいずれかに該当する者 (1)1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する者 (2)2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者 | 沖縄県産業振興公社 沖縄県商工会連合会 商工会 商工会議所 | 琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 |

1. 必要添付書類

基本的に次の書類が必要です。資金によって必要書類が異なる場合もありますので、詳しくは沖縄県商工労働部経営金融課(098-866-2343)までお問い合わせ下さい。

| 申込者本人 | 連帯保証人 |
|--|--|
| ① 事業税納税証明書(事業税の納税が到来していない場合は県民税及び市町村民税納税証明書) ② 最近2年間の受付印のある確定申告書の写し(法人は最近2年間の決算書) ③ 定款及び商業登記簿謄本又は登記事項証明書(履歴事項証明書)(法人、協同組合等の場合) ④ 印鑑証明書 ⑤ 資産評価証明書 ⑥ 見積書、請求書等(設備資金の場合) ⑦ 許認可証の写し(許認可業種の場合) ⑧ 個人情報の提供に関する同意書 | ① 印鑑証明書 ② 資産評価証明書 ③ 個人情報の提供に関する同意書 |

※ その他金融機関、保証協会が必要とする書類

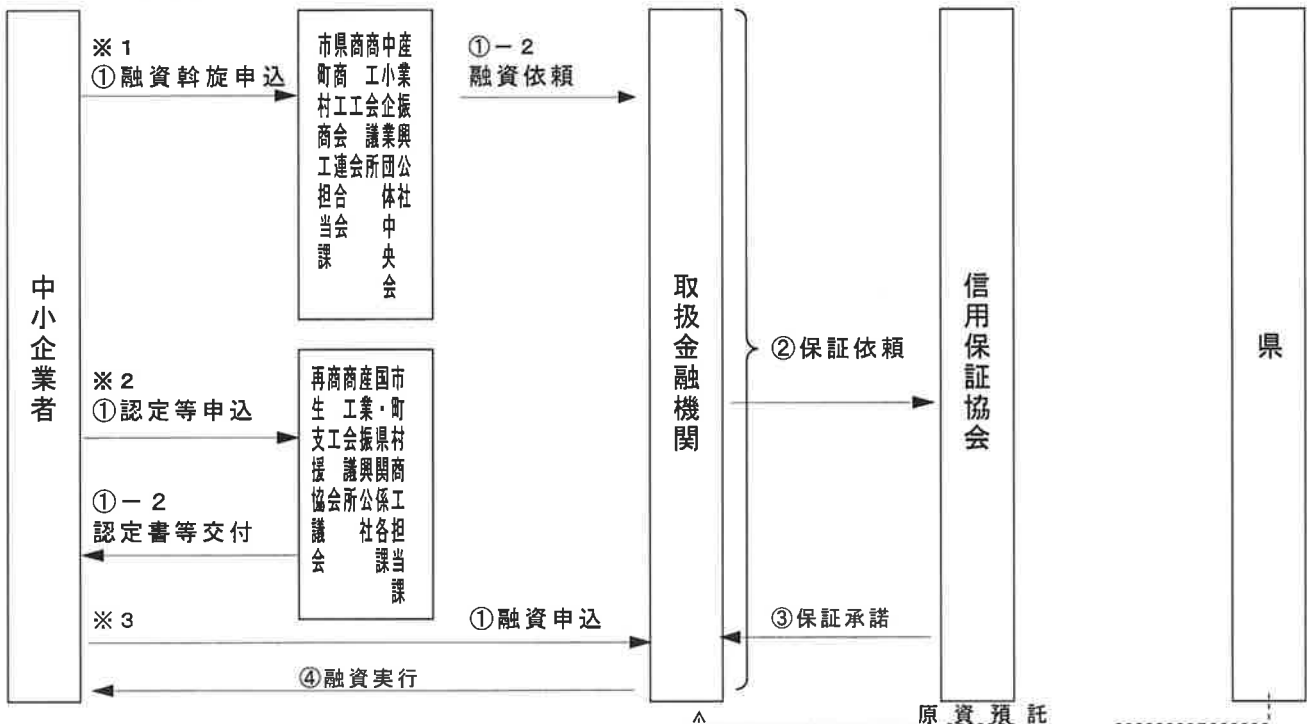
2. 担保、保証人等については、沖縄県信用保証協会経営支援課(098-863-5300)までお問い合わせ下さい。

<保証料率一覧>

| 区分 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | |
|--|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 短期運 転資金 | 一般貸付 | 1.50% | 1.40% | 1.25% | 1.10% | 0.95% | 0.90% | 0.80% | 0.60% | 0.45% |
| | 売掛債権担保貸付 | 0.43% | 0.43% | 0.43% | 0.43% | 0.43% | 0.43% | 0.43% | 0.43% | 0.43% |
| 小規模 企業対 策資金 | 一般貸付 | 1.45% | 1.35% | 1.20% | 1.05% | 0.90% | 0.85% | 0.80% | 0.60% | 0.45% |
| | 特別小口貸付 | 0.60% | 0.60% | 0.60% | 0.60% | 0.60% | 0.60% | 0.60% | 0.60% | 0.60% |
| 小口零細 企業資金 | | 1.75% | 1.60% | 1.45% | 1.30% | 1.10% | 1.10% | 0.90% | 0.70% | 0.50% |
| 経営振興 資金 | | 1.50% | 1.40% | 1.25% | 1.10% | 0.95% | 0.90% | 0.80% | 0.60% | 0.45% |
| 新事業分 野進出 資金 | | 1.40% | 1.30% | 1.15% | 1.00% | 0.85% | 0.80% | 0.75% | 0.60% | 0.45% |
| 雇用創出 促進資金 | | 1.45% | 1.35% | 1.20% | 1.05% | 0.90% | 0.85% | 0.80% | 0.60% | 0.45% |
| 組織強 化育成 資金 | 一般貸付 | 1.45% | 1.35% | 1.20% | 1.05% | 0.90% | 0.85% | 0.80% | 0.60% | 0.45% |
| | セーフティネット貸付 | 0.60% | 0.60% | 0.60% | 0.60% | 0.60% | 0.60% | 0.60% | 0.60% | 0.60% |
| 観光リ ゾート振 興資金 | | 1.40% | 1.30% | 1.15% | 1.00% | 0.85% | 0.80% | 0.75% | 0.60% | 0.45% |
| 中小企業 セーフティ ネット資金 | | 1.40% | 1.30% | 1.15% | 1.00% | 0.85% | 0.80% | 0.75% | 0.60% | 0.45% |
| 中小企業 セーフティ ネット資金 (経営安定 関連保証 適用) | | 0.55% | 0.55% | 0.55% | 0.55% | 0.55% | 0.55% | 0.55% | 0.55% | 0.55% |
| 中小企業 再生支援 資金 (経営安定 関連保証 適用) | | 1.40% | 1.30% | 1.15% | 1.00% | 0.85% | 0.80% | 0.75% | 0.60% | 0.45% |
| | | 0.55% | 0.55% | 0.55% | 0.55% | 0.55% | 0.55% | 0.55% | 0.55% | 0.55% |
| 産業振 興資金 | オキナワ型産業振興貸付 | 1.40% | 1.30% | 1.15% | 1.00% | 0.85% | 0.80% | 0.75% | 0.60% | 0.45% |
| | 企業立地推進貸付 | 1.40% | 1.30% | 1.15% | 1.00% | 0.85% | 0.80% | 0.75% | 0.60% | 0.45% |
| ベンチャー 支援資金 | | 1.40% | 1.30% | 1.15% | 1.00% | 0.85% | 0.80% | 0.75% | 0.60% | 0.45% |
| 創業者支 援資金 | | 1.35% | 1.25% | 1.10% | 0.95% | 0.80% | 0.75% | 0.70% | 0.60% | 0.45% |
| 創業者支 援資金 (創業等 関連保証 適用) | | 0.85% | 0.85% | 0.85% | 0.85% | 0.85% | 0.85% | 0.85% | 0.85% | 0.85% |

- ※1 上記保証料率については、保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書（直前の二期分の貸借対照表及び損益計算書がある場合は、当該貸借対照表及び損益計算書）その他の経営に関する情報を基に保証協会が決定します。詳細については、沖縄県信用保証協会経営支援課にお問い合わせください。（098-863-5300）
- ※2 日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会が作成した「中小企業の会計に関する指針」に沿った財務諸表（公認会計士又は税理士が確認したもの）を作成している中小企業者又は保証実行に際して物の担保を提供する中小企業者については上記に掲げる保証料率より、それぞれ0.10%割り引きます。ただし、売掛債権担保貸付、特別小口貸付、セーフティネット貸付、中小企業セーフティネット資金（経営安定関連保証適用）、中小企業再生支援資金（経営安定関連保証適用）、創業者支援資金（創業等関連保証適用）については、中小企業の会計に関する指針に沿った財務諸表を作成した中小企業者のみ割引の対象となります。

<制度融資フロー図>



- ※1 融資あっせん機関にあっせん申込みを行う資金
小規模企業対策資金、新事業分野進出資金、雇用創出促進資金、組織強化育成資金、観光リゾート振興資金、創業者支援資金
(注) 雇用創出促進資金は、②保証依頼後、信用保証協会が審査し③保証承諾の見込みが立った時点で金融機関経由により信用保証協会に対し、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」の写しを提出していただきます。
- ※2 融資対象者となるため認定等の申込みを行う資金
産業振興資金（企業立地推進貸付）、ベンチャー支援資金、中小企業再生支援資金、中小企業セーフティネット資金（融資対象3の該当者）、組織強化育成資金（セーフティネット貸付）
- ※3 直接取扱金融機関へ申込みを行う資金
短期運転資金、経営振興資金、小口零細企業資金、産業振興資金（オキナワ型産業振興貸付）、中小企業セーフティネット資金（融資対象1、2の該当者）